

令和元年6月26日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和元年6月26日（水） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 28 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 29 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 30 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 31 号 非農地証明申請について
- 議案第 32 号 農用地利用集積計画(案)について
- 議案第 33 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

- | | | | |
|------------|------------|------------|-------------|
| 1 番 生田 政行 | 2 番 横段 登 | 3 番 池田 勝憲 | 4 番 倉本 寛 |
| 5 番 水場 守信 | 6 番 向井 幸弘 | 7 番 林 武彦 | 8 番 亀山 博司 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 上田 勝則 | 11 番 長迫 秀 | 12 番 本末 満 |
| 13 番 灰原 松二 | 14 番 大道 正孝 | 15 番 秋光 貴志 | 17 番 西田 小百合 |
| 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | | |

欠席委員

- 16 番 土井 光弘

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和元年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7番 林委員、10番 上田委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、16番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「農用地利用集積計画(案)」を送付しています。また、本日配布した資料は、資料2「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、下限面積の変更予定(案)を配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、郷原町字田中〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で923㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、25アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員 : 1番 生田です。申請地は、郷原地区の圃場整備したところの近くにあり、3筆で1枚の田です。ヒノヒカリが植えられており、非常に良く管理されていました。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,419㎡の第2種農地です。申請の事由は、貸付人は高齢で労力不足により、耕作困難なため、借受人の要望により使用貸借による権利を設定するもので、借受人は申請地を借り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、54アールありますので、昭和地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。申請地は、苗代地区の真ん中にあり、今まで荒れていたところを借受人が耕作するということです。借受人は若い農業者で、これから色々つまづくこともありますが、委員の皆様方も、何か話をきいたら、応援してやってもらいたいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,403㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、貸付人は、高齢で労力不足により耕作困難なため、また、借受人は、申請地を借り受け、経営規模を拡大するため、使用貸借による権利を設定するものです。営農計画につきましては、オリーブ栽培を行う予定です。経営面積につきましては、申請地だけで約24アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。申請地は、見晴らしのいい広大な田で、日当たりもいいです。借受人は農地所有適格法人で、20年の使用貸借で借りるということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字青木〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は232㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、県外に居住しており耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地のみで約42アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。上の段はきれいに管理されていて、下の段をこれからきれいにしていくということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字中切字梶耶〇〇〇〇番〇、ほか1筆、地目は田、面積は合計で669㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により、耕作困難なため、譲渡人の要請により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地が60アールありますので、安浦地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、野呂山のふもとにあり、譲渡人と譲受人は姉弟で、姉が耕作できないから、弟に譲り渡すということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方町字戸浜〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は552㎡の第2種農地です。転用の目的は、倉庫及び資材置場として利用するものです。規模等は、倉庫1棟及び鉄筋、重機を置く資材置場を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に倉庫及び資材置場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、仁方から川尻へ向かう国道185号線沿いにあり、写真にもあるように、かなり昔から倉庫及び資材置場として利用されていて、始末書も添付されており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町大字中畑字堂年〇〇〇番〇、地目は畑、面積は139㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場として利用するものです。規模等は、駐車場4区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発行為及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地は、左の道路を拡幅した時に畑をコンクリートで舗装し、駐車場として利用していたということで、農地パトロールの時に手続きするように申請人に伝えたところ、今回申請されました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字田中〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で68.10㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、駐車場3区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は、道路と隣の家にはさまれた小さな畑で、駐車場として利用するという点で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町田原3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,638㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び資材置場等として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、社員用の駐車場14区画、トラクター等農機具8台の駐機場、パイプ・杭等の資材置場等を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。農地所有適格法人が、農機具の駐機場、従業員の駐車場、資材置場として利用するという点で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は285㎡の第2種農地です。転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。規模等は、一般住宅1棟、駐車場1区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発行為及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。借受人が、義理の父親から借り受けて、新居及び駐車場にするということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字中切字西麻畠〇〇〇番、地目は田、面積は501㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル128枚、発電容量22.0kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発行為及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地には、水路が手前にしかないから、排水には気をつけるように伝えました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字中切字西麻島〇〇〇番、地目は田、面積は556㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル108枚、発電容量16.5kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発行為及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、先ほどの4番の上の段で、ここも水路が手前にしかないので、排水には気をつけるように伝えました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字中切字梶耶〇〇〇〇番、地目は畑、面積は245㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、駐車場15区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発行為及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、ずいぶん前から駐車場として利用されていたということです。始末書も添付されており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：7番と8番は譲受人が同一で、関連する案件ですので、一括してについて事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字女子畑字林〇〇〇〇番〇，外3筆，地目は田，面積は合計で1,517㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、賃借権を設定するものです。8番の申請地は、安浦町大字女子畑字林〇〇〇〇番〇，外2筆，地目は田，面積は合計で325㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため，所有権を移転するものです。規模等につきましては，太陽光パネル536枚，発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については，再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで，その他の「都市計画法」による開発許可，及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり，また，農振農用地区域の指定除外については，2月の農業委員会総会にて協議済みで，令和元年5月22日付けで公告済みとなっております。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地には，農道に沿って水路があり，そこに排水を流すように伝えました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，7番と8番は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは7番と8番は，許可と決定します。

議 長：つぎに，議案第31号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は，阿賀町字荻原〇〇〇〇番〇，地目は畑，現況は原野，面積は429㎡の第2種農地です。申請の事由は，昭和58年頃，耕作を放棄したため，かい廢したとして，現認書を添付のうえ，原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は，山のど真ん中で，そこまで行くのも大変なところで，周

りは山林で、申請地は原野化しており、農地に復元するのは、困難な状況です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、仁方町字戸浜〇番ほか5筆、地目は田及び畑、現況は山林及び宅地、面積は合計で4,449㎡の第2種農地です。申請の事由は、〇番及び〇〇〇〇番〇につきましては、昭和44年頃、耕作を放棄したため、かい廃し、そのほかにつきましては、昭和44年及び45年頃、工場及び住宅を建てたということで、現認書及び建物登記事項証明書を添付のうえ、山林及び宅地として証明を受けようとするものです。また、工場及び住宅は都市計画の線引き前に建てられており、都市計画法の手続きは不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：1番 石田です。申請地は、仁方から川尻へ向かう国道185号線沿いにあり、〇番と〇〇〇〇番〇以外の4筆は、工場の敷地内で、昭和45年頃から工場、住宅として利用されており、〇番と〇〇〇〇番〇は工場の裏山で、広大な山林になっています。問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番、4番、5番は、関連する案件ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は原野、面積は561㎡の第2種農地です。4番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は原野、面積は217㎡の第2種農地です。5番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇、地目は田、現況は原野、面積は201㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成30年7月7日西日本豪雨災害のため、かい廃したとし

て、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地は、災害による土石流や倒木などにより耕作不能で、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番、4番、5番は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番、4番、5番は証明と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、蒲刈町大浦字前原〇〇〇〇番、地目は畑、現況は原野、面積は、1,445㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成24年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。また、農振農用地区域の指定除外については、2月の農業委員会総会にて協議済みで、令和元年5月22付けで公告済みとなっております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。申請地は、石ころだらけで耕作には向いていないため、平成24年頃に耕作放棄し、原野になっています。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：議案第32号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：それでは、議第32号についてご説明いたします。この事業は、農業経営基盤強化促進法に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。6月10日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが、資料1の『農用地利用集積計画(案)』です。なお、この農用地利用集積計画の決定

につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので、よろしくご審議の程、お願い致します。それでは、内容についてご説明致しますので、資料1をご覧ください。1ページは、利用権の設定について新規の申込みの一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇，外17筆，合計面積は，19,689㎡です。2ページは、利用権の設定について再設定の申込みの一覧表です。利用権を再設定する農用地は、倉橋町字黒岩〇〇〇〇番〇，外10筆，合計面積は16,779㎡です。設定する権利内容は、使用貸借及び賃貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。3ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。4ページから5ページにつきましては、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されております。資料1の説明につきましては以上です。なお、本日の総会で決定しましたら農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、すみやかに公告することになっております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

議 長：つぎに、議案第33号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料2「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。

農地の確保と有効利用を図るためには、農業委員会の役割が重要であることから、平成21年度から、毎年策定し、公表することが義務付けられています。

「1 農業委員会の状況」，農家・農地等の概要ですが、総農家数2,970戸は農林業センサスの数値で、右側の認定農業者32人は、呉市農林水産課調べの数値です。耕地面積2,420haは、国の耕地・作付面積統等の数値です。農業委員会の現在の体制は、新制度に移行する前と後の委員会の内訳です。

「2 担い手への農地の利用集積・集約化」，現状及び課題は、これまでの集積面積は平成30年度の計画時の191.9haに平成30年度中に増加した面積7.2haを加え

た199.1haです。令和元年度の目標及び活動計画は、過去2年間の平均集積面積5haを加えて、204.1haとしています。

「3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、現状及び課題は、過去3年間の新規参入者数と、その者の農地面積です。令和元年度の目標及び活動計画は、過去3年間の平均値、目標2経営体、目標面積は1haとしています。

「4 遊休農地に関する措置」、現状及び課題は、管内の農地面積2,420haに遊休農地124haを加え、合計面積は2,544haで、遊休農地率は4.87%となります。遊休農地124haは少ないと思われるでしょうが、これは再生が可能な遊休農地で、農地パトロールでは桃色に該当するA分類です。令和元年度の目標及び活動計画は、解消面積は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を参考に2haとしています。活動計画は、調査員数を39人、調査を7～10月に実施し、とりまとめを10～11月に行い、この結果に基づいて農地の利用意向調査を10月と1月、利用意向調査結果のとりまとめを11月と2月に行うとしています。

「5 違反転用への適正な対応」、現状及び課題は、実務上では違反転用は追認として処理し、追認での許可は対象外とされていますので、違反転用面積は0としています。令和元年度の活動計画は、農地パトロールによる早期発見・早期指導としています。

なお、この活動計画は、本総会でご承認の後、広島県を經由して農林水産省農政局へ提出するとともに、呉市ホームページで公開することとしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の10ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、10ページの農地法第4条の規定による届出が1件、11ページから12ページの農地法第5条の規定による届出が6件、計7件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議

長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和元年第7回総会は、7月31日 水曜日 午後2時から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議

長：以上で令和元年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時55分)